

地方独立行政法人西都児湯医療センターの 救急医療体制の充実強化を求める決議

橋田和実西都市長は、令和3年11月22日付で、地方独立行政法人西都児湯医療センター第2期中期目標を達成する意思が認められないなどの理由から理事長としての適格性を欠くとして、地方独立行政法人西都児湯医療センター濱砂重仁理事長解任の行政処分を行った。

一方、地方独立行政法人西都児湯医療センター濱砂重仁理事長は、この行政処分は市長の裁量権を逸脱した職権乱用であるとして、令和3年11月24日に宮崎地方裁判所に行政処分取消の訴訟を起こすとともに、行政処分執行停止の申し立てを行い、11月29日に執行停止が認められている。

橋田和実市長は、今回の行政処分に対する宮崎大学医学部や西都市西児湯医師会の医師派遣中止の動きに対して何ら対策を講ずることなく、また市民の生命を守るためには脳疾患等の緊急性の高い二次救急医療体制を再建することが重要と言いながら、濱砂重仁理事長の解任後の脳神経外科医師等の確保や二次救急医療を含めた医師体制への見通しを全く示していない。

このようなことから、濱砂重仁理事長が解任されれば、これまで濱砂重仁理事長が築いてこられた宮崎大学医学部や西都市西児湯医師会との信頼関係を崩し、医師派遣が中止されると判断されることや、理事長解任後の脳神経外科等の医師確保のめどが立っていないことなどを勘案すると、濱砂重仁理事長解任は西都児湯医療センターの再建どころか逆に西都児湯医療センターの救急医療体制の弱体化を招き、市民の命を今以上に危険にさらすことになりかねない。

このため、西都市議会は、西都児湯医療センターにおける夜間救病センター等の一次救急医療体制を維持拡大するとともに脳疾患等の二次救急医療を確保するためには、濱砂重仁理事長の下で宮崎大学医学部や西都市西児湯医師会とのさらなる信頼関係強化を図るとともに、橋田和実市長が退職された脳神経外科医の復帰という選挙公約を責任を持って実現させることが最良の方策と考える。

よって、西都市議会は、橋田和実市長がこれらの方策に率先して取り組み、濱砂重仁理事長と連携して地方独立行政法人西都児湯医療センターの救急医療体制の充実強化を図られることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和3年12月20日